

## 川上村障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

(趣旨)

第1 この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、本村における障がい者優先調達の一層の推進を図るものとする。

(適用範囲)

第2 この方針の適用範囲は、村の全ての行政組織が発注する物品等の調達とする。

(対象となる施設等)

第3 この方針の対象となる施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設

（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用推進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※） 重度障がい者多数雇用事業所の要件（①～③の全てを満たすこと。）

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

(調達の対象品目)

第4 調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

ア 農作物

イ 加工食品

ウ 繊維・皮革製品

エ 木工製品

オ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

ア 印刷

イ リサイクル事業

ウ クリーニング

エ リネンサプライ

オ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

(調整担当部署)

第5 規則の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、障害福祉事務担当課が行う。

(調達の目標)

第6 当該年度の調達目標額は前年度に施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

(調達の推進方法)

第7 調整担当部課は、本方針及び施設等の情報を庁内に周知し、出来る限り多くの課で施設等からの調達の推進が図られるよう努める。

2 障害者就労支援施設等からの物品等の調達にあたっては、川上村契約規則（昭和39年規則第8号）の適切な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）により契約を締結する。

(調達方針及び調達実績の公表返還)

第8 本方針を見直ししたときは、村ホームページ等により公表する。

2 調達実績については、年度の終了後速やかに概要を取りまとめ、村ホームページ等により公表する。

(その他)

第9 施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

附則

施行日

この方針は、平成26年1月1日から施行する。